



第1回

民法94条2項の適用と類推適用

——善意者保護の構造

京都大学教授

潮見佳男

SHIOMI Yoshio

I. はじめに

——学びの確認

今回は、民法94条2項の適用と類推適用の問題を取り上げる。この問題は、一見すると、それほど難しいようには思われない。学部のみ法教育（または法科大学院の未修者1年次）において民法総則を最初に学ぶ際に教えられるのは、普通は、次のことがらであろう。

① 通謀虚偽表示（相手方と通じてした真意でない意思表示）が無効であること（民法94条1項）を「善意の第三者」に対抗することができないとする民法94条2項を、不動産の不実登記を信頼して取引に入った善意の第三者を保護するために、同項が基礎に据えている表見法理（権利外観法理）を踏まえて類推適用することが、判例・学説上で認められている。

② 民法94条2項の類推適用が認められる場面は、不実登記を信頼して取引に入った善意の第三者が登場する場面に限られず、およそ実体の伴わない外観を信頼して取引に入った善意の第三者を保護することが必要となる場面も含まれる。

③ 外観を信頼して取引に入った第三者を保護するかどうかを考える際に、民法94条2項に加えて、表見法理（権利外観法理）を基礎に据えている他の規定、特に、民法110条も類推適用したり、同条の法意を民法94条2項の枠組みの中に組み込んだりして、第三者を保護するための枠組みが作り上げられている。

そのうえで、授業の展開次第では、①について、民法94条2項にいう「善意」は「善意」の意味で捉えられるべきか、それとも、「善意無過失」の意味で捉えられるべきか、②について、民法94条2項が類推適用される外観への信頼事例にはどのような類型があり、それぞれ

について、どのように規範が妥当するか（③にも関連する）、③について、民法94条2項と民法110条がともに引き合いに出される場面で、この2つの規定の関係はどのように捉えられるべきか、判例の展開をどのように理解すればよいのかなどが説明されることもあるであろう。

さらには、より、根本的な問題として、④そもそも、表見法理（権利外観法理）とは何か、この法理を具体化する民法（あるいは商法）の規律はどのように体系的に整理されるのかとか、⑤そもそも、「適用」と「類推適用」は、どこがどのように違うのか、ある規定を「類推適用」することと、ある規定の「法意」を解釈に活かすことは、どこがどのように違うかなどについて説明されることもあるであろう。

これらのうち、今回は、基本中の基本である①のレベルを取り上げる。この部分が理解できていないと、この上に作り出される②以下の理解が、砂上の楼閣になってしまう。それにもかかわらず、私が勤務する大学の法学部や法科大学院で学生・院生たちとやりとりをしていると、①について情けないほどに曖昧な理解しかできていない者がいるという意識を強く抱く¹⁾。

II. 民法94条2項の「適用」

1. 民法94条2項が基礎に据える枠組み

民法94条2項は、起草過程を踏まえて理解するならば²⁾、①（通謀してされた）虚偽の意思表示がされるときは、表意者は「**仮装行為**」（虚偽行為〔外形的行為〕）をする意思とともに「**真実の行為**」（隠匿行為〔秘匿行為〕）をする意思を有しているところ³⁾、②隠匿行為については公示がないため、表意者はこれをもって第三